

令和5年3月8日

〒105-0003

東京都港区西新橋1-17-14

国家公務員一般労働組合

執行委員長 中本邦彦 殿

書記長 島袋慶三 殿

国家公務員一般労働組合国立ハンセン病資料館分会

分会長 稲葉上道 殿

(FAX: 03-3502-6362)

〒102-0083

東京都千代田区麴町3丁目2番地

ビューリック麴町ビル8階

のぞみ綜合法律事務所

電話03-3265-3851

FAX03-3265-3860

公益財団法人笹川保健財団代理人

弁護士 矢田 次 男

弁護士 渡 邊 誠

弁護士 松 林 智 紀

弁護士 鈴 木 章 太郎

回 答 書

当職らは、公益財団法人笹川保健財団（以下「当財団」という）の代理人として、貴組合らが当財団に令和5年2月10日付けで送付した「要求書」（以下「本要求書」という）及び同年3月2日付けで送付した事務連絡に対し、別紙のとおり回答します。

以上

(別紙)

1 要求事項1 賃上げについて

① 前提として、社会交流会館勤務者及び重監房資料館勤務者の中に国交一般組合の組合員がいるか否か確認できず、誰が組合員か不明であることから、社会交流会館勤務者、重監房資料館勤務者及び国立ハンセン病資料館勤務者のうち非組合員の給与については、国交一般組合との協議事項（義務的団交事項）ではない。

また、契約更新の際の給与変更は、就業規則第12条第2項に基づき、各職員の人事評価、人事院勧告、従前の実績及び予算規模等の諸事情を総合的に勘案して決めているところ、当財団は、厚生労働省から委託された予算枠内で資料館の予算を執行することになる上、近年の光熱費等の大幅な高騰もあるから、給与の引き上げには慎重な検討を要する。

② 非常勤職員の時給は、既に令和4年度に100円増額して1200円としているところ、上記の事情から、更なる時給の引き上げには慎重な検討を要する。

2 要求事項2 昇任・昇給の基準と俸給表について

① 国立ハンセン病資料館等の各施設の職員は、国家公務員とは異なり、一年毎の雇用となっているうえ、当財団が今後資料館運營業務を受託し続けることができることも限らないこと、各施設は国とは異なり職員数及びポスト数がかなり小規模であること、学芸員の職務の特殊性にも鑑みると一律の基準を用いた硬直的な制度設計は必ずしも適当でないこと等を踏まえると、国家公務員の昇任・昇格と同様の制度にはマッチしないと考えている。

なお、職員の昇進は、就業規則第29条に基づき、本人の勤務成績、能力、適性といった人事評価及び組織上の必要性等を総合的に考慮して決定しており、開示すべき昇進の判断基準はない。また、昇給又は契約更新の際の給与変更は、就業規則第57条又は第12条第2項に基づき、各職員の人事評価、人事院勧告、従前の実績及び予算規模等の諸事情を総合的に勘案して決めており、開示すべき昇給の判断基準はない（なお、就業規則上、定期昇給制度の定めはない。）。

② 給与表（俸給表）及び昇任基準については、導入するか否かも含めて検討中である。

検討の進捗としては、当財団内で、令和4年5月頃から給与表及び評価基準作成の課題等について検討を開始し、同年10月下旬から、社会保険労務士を交えて月1回程度のペースで具体的に協議を行っているところである。

3 要求事項3 退職金について

単年度ごとの受託であり、定年退職までの長期に亘る制度設計ができないこと、国立ハンセン病資料館学芸専門職員就業規則第61条「退職金に代わるものとして資料館勤務手当を支給することがある。」に基づき、既に6.1%（資料館勤務手当）を支給していることから、現時点で新たに退職金制度を創設することは考えていない。

4 要求事項4 予算について

① 国立ハンセン病資料館の運營業務は、例年1月頃には厚生労働省から同省が決めた予算額が開示され、その後、厚生労働省が毎年度付す一般競争入札に応札して受託するもので

あるため、受託後に当該年度の予算（受託費）の増額を要求することはできない。

なお、令和4年度には光熱費等が大幅に高騰したが（特に電気代は高騰前の8割近く上がった）、令和5年度の運營業務の受託費には反映されなかった。

以上の事情から、当財団は、そもそも予算の増額を依頼することが構造的に困難である中、他の経費との兼ね合い等も踏まえて厚生労働省に次年度の予算の調整を依頼することがあり得るにとどまるから、人件費を理由とした予算の増額を要求することは約束できない。

- ② 予算執行の内訳について資料（2022年度国立ハンセン病資料館予算書）を開示する。ハンセン病資料館等運営委員会で提出済みのものである。
- ③ 職員の増員は厚生労働省の仕様書及び同省からの指示に基づいて行う事柄であるから、当財団の判断で増員を行うことはできない。

5 要求事項5 社会交流会館の運営費について

- ① 社会交流会館勤務者の中に国交一般組合の組合員がいるか否か確認できず、誰が組合員か不明であることから、国交一般組合との協議事項（義務的団交事項）ではない（経営事項である）。
- ② 当財団は、社会交流会館勤務の学芸員から予算執行について相談を受けた場合等に、厚生労働省及び国立療養所と適宜調整を図っているが、社会交流会館の予算は、国立療養所（医政局）の所管であり、本来は国立療養所が厚生労働省と交渉すべき事柄であるから、当財団に厚生労働省に対する働きかけを要求することは不合理である。

6 要求事項6 勤務時間について

- ① 社会交流会館勤務者及び重監房資料館勤務者の中に国交一般組合の組合員がいるか否か確認できず、誰が組合員か不明であることから、国交一般組合との協議事項（義務的団交事項）ではない（経営事項である）。
- ② 仕様書及び就業規則に下記の通り記載され、雇用契約書にてそれぞれ勤務時間、給与等、諸条件を明示しており、受託者である当財団はこれらに従っているところ、現在の勤務時間が社会交流会館及び重監房資料館の状況に照らして不相当なものと認めるべき事情はなく、現時点では、勤務時間を特段変更する必要はないと考えている。

<仕様書>

- ・社会交流会館等へ出向させる学芸員は、資料館の就業規則及び資料館における上長の指示に従うほか、受託者の定める規則に従うものとする。
- ・勤務時間は、原則として8時30分から17時15分（昼休み1時間）とするが、配置される各社会交流会館の状況に応じて変更することができるものとする。

<就業規則>

第31条 始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前9時00分
- (2) 終業時刻 午後5時00分
- (3) 休憩時間 午前11時30分から午後1時30分までの間の1時間

2 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他、止むを得ない事情により始業及び終

業の時刻並びに休憩時間を繰り上げ又は繰り下げることがある。

3 休憩時間は、自由に利用することができる。

4 第15条第2項の規定により、学芸員が資料館以外の重監房資料館及び全国のハンセン病療養所の社会交流会館等の施設で勤務する場合、それぞれの施設の事情に合わせた勤務時間及び休憩時間とする。

7 要求事項7 労働者代表選挙の投票について

当財団は、労働者代表選挙を実施する手続に関与したことがなく、また、関与すべき立場でもないから（労働基準法施行規則第6条の2第1項第1号参照）、当財団が労働者代表選挙の秘密投票を実現することは困難である。

8 要求事項8 労働条件の向上について

当財団において、ハラスメント防止の周知（掲示）、外部相談窓口（弁護士）の設置と周知、外部講師によるハラスメント防止研修（年1回）、保健師による面談を実施しており、令和4年2月からは資料館内のコミュニケーション促進のために「館内コミュニケーション推進システム」（お悩み相談）を導入している他、万一、ハラスメントの訴えがあった場合は、適切に対応して行く。

9 要求事項9 組合活動について

① 東京都労働委員会の命令については、事実認定や法解釈に誤りがあり、現在、中央労働委員会において再審査中である。

② 国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の各施設は、当財団の所有物ではなく、国から委託を受けて管理している国有財産であるところ、組合活動は当財団が委託を受けた資料館運営業務とは異なるものである上に、組合活動について当財団が管理できないことから、組合活動を当該各施設において認めることは相当でない。

また、社会交流会館の各施設も当財団の所有物ではないところ、当財団は学芸員の配置を通じて社会交流会館の運営を支援する立場であるが、組合活動は当該各施設における運営支援業務とは異なるものである上に、組合活動について当財団が管理できないことから、組合活動を認めることは相当でない。

なお、国立ハンセン病資料館の運営業務の仕様書では、「受託者は…次の各項目に留意して管理運営を実施しなければならない。」とされ、留意事項の1つとして「公の施設であることを常に念頭に置いて、…特定の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。」とされており、各施設内での組合活動を認めることは上記観点からも不相当である。

以上

管理部資料 7

2022年度国立ハンセン病資料館予算書

(単位：千円)

科目	2022年度 (A)	2021年度 (B)	増減 (A-B)	備考
	円	円	円	
1 資料館の運営	448,313	443,597	4,716	
(1) 人件費	292,205	277,384	14,821	
(2) 受託事業費等	156,108	166,213	△ 10,105	
1) 業務委託費	54,880	54,240		
2) 旅費交通費	5,760	9,000		
3) 諸謝金	1,880	2,060		
4) 賃借料	6,828	8,099		
5) 印刷製本費	6,180	7,480		
6) 会議費	562	464		
7) 保守修繕費	21,970	25,760		
8) 外注費	29,180	35,100		
9) 広告宣伝費	5,541	4,900		
10) 通信運搬費	8,157	3,820		
11) 設備備品費	1,000	1,000		
12) 器具備品費	6,600	6,600		
13) 消耗品費	4,090	4,090		
14) 図書資料費	900	900		
15) 保険料	1,880	2,000		
16) 参加費	300	300		
17) 諸会費	100	100		
18) 調査研究費	300	300		
2 一般管理費	53,797	53,231	566	
3 消費税	50,211	49,682	529	
計	552,321	546,510	5,811	